

第64回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画 4件							
1	北海道	歌志内市	日本一小さな市のワイナリー創生・歌志内(うたしない)ワイン特区	歌志内市の全域	本市は、石炭のまちとして栄えたまちであり、炭鉱閉山とともにまちも衰退していく中、採掘跡地を活用し園場を整備し、ワイン用ぶどうの栽培に取り組んできた。日本一人口の少ない「市」で、市民が抱いた夢「歌志内産のワイン」は、地域振興の起爆剤として大きな期待が寄せられている。 本特例措置の活用により、地域の特産品である農産物を用いた果実酒の製造が小規模な施設でも可能となり、日本一小さな市にワイナリーが誕生することとなる。今後、ワイン用ぶどうの栽培が規模拡大することで、さらなる地域振興を図る。	709(710、711)	特産酒類の製造事業
2	群馬県	群馬県吾妻郡長野原町	長野原町グローバル教育特区	群馬県吾妻郡長野原町の全域	多様化する現代社会において、グローバル教育や非認知能力(課題解決能力)に対するニーズが高まる中、株式会社の経営ノウハウを活かし、日常的に外国語を学びながらコミュニケーション力を育む学校として「北軽井沢森のインターナショナルスクール」を設置することにより、自然豊かな環境のもと未来を担う子どもたちの教育における選択肢を増やし、より広い視野を持ってグローバルに活躍できる人材の育成を目指す。この取組みは、本町の活性化や子育て世代の人口誘因、移住定住政策への効果的なアプローチの一助として期待される。	816	学校設置会社による学校設置事業
3	群馬県	群馬県吾妻郡高山村	たからのやまたかやまワイン特区	群馬県吾妻郡高山村の全域	本村は、農業を主産業とし豊かな自然資源を活用しながら活躍する農業者がおり、近年では、ぶどう・りんご・ブルーベリーなどの果樹生産もしている一方で、事業主の高齢化や後継者不足等により存続が危ぶまれ、休耕地の増加などの問題を抱えている。 今回、特例措置を活用することにより、持続可能な農業、新たな農業経営の発展が見込まれ地域雇用も生み出すことが可能となると考える。 また、観光業との連携をとり、地域経済の活性化を図り、村にワイナリーを設立することで、ブランドイメージ、知名度を上げることが期待できる。	709(710,711)	特産酒類の製造事業
4	京都府	京丹後市	京丹後市保育所給食特区	京丹後市の全域	本市の中心地から離れた丹後町地域にある宇川保育所は、利用児童数が非常に少なく、今後もますます児童が減少することが予測される。給食提供においては、食数が少ないため、仕入れた食材を使い切ることができず廃棄するなど不経済な状況である。また宇川保育所は調理員1名のみで給食業務を行っており、緊急時に給食の提供に影響が出ることが懸念される。 このことから、近隣の公立こども園において自園調理した給食を宇川保育所へ搬入することにより、食材の調達問題が解決し、利用児童へ給食を安定供給できる。	920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業